

方 法 審 査 書

堺環共第542号
令和元年7月12日

堺市長
永藤 英機 様

堺市長
永 藤 英 機

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

平成31年2月18日付けで提出のあった標記環境影響評価方法書について、堺市環境影響評価条例第20条第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

(別紙)

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

本都市計画対象事業に係る環境影響評価方法書について、本市環境影響評価審査会の検討結果の内容を踏まえて検討し、都市計画決定権者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

環境影響評価の実施に当たっては、次に掲げる事項について適切に対応すること。

1 全般的事項

- 市街地において長期間にわたり工事を実施する計画であることから、周辺的生活環境の保全に十分配慮した工事計画を立案するとともに、適切な環境保全措置を検討し、準備書にその内容を記載すること。
- 工事計画の検討に当たっては、一般交通への影響を低減するよう十分検討を行うとともに、交通規制を行う場合には、その影響を最小限に留めるよう配慮すること。
- 今後の工事計画の検討により、建設機械の稼働及び工事車両の走行が方法書で想定している区域及び路線以外で行われることとなり、当該区域及び路線周辺的生活環境への影響が懸念される場合は、必要な環境影響の調査、予測及び評価を適切に行い、それらの結果を準備書に記載すること。
- 関連側道の計画の策定に当たっては、歩車道を分離するとともに、交通安全施設の設置や交通規制等、交通安全を確保するための対策について、十分検討すること。

2 環境影響要因及び環境影響評価項目

- 準備書においては、環境影響評価要因に工事の実施（仮線の列車走行）を加え、仮線の列車走行時の騒音及び振動を環境影響評価項目として選定すること。
- 準備書においては、施設等の供用時（踏切の除却）のコミュニティの分断を環境影響評価項目として選定すること。
- 準備書においては、工事の実施及び施設等の存在時の陸域生態系（陸生生物）を環境影響評価項目として選定すること。

3 調査及び予測並びに評価の手法

(1) 大気質

- 施設等の供用時（踏切の除却）における大気質の予測地点として、本事業に伴い交通量の変化が想定される関連都市計画道路の沿道の地点を追加すること。

(2) 騒音、振動、低周波音

- 道路交通騒音・振動の調査地点及び施設等の供用時（踏切の除却）における道路交通騒音・振動の予測地点として、本事業に伴い交通量の変化が想定される関連都市計画道路の沿道の地点を追加すること。
- 現在、側道が未整備の区間に関連側道を新設する場合は、施設等の供用時における道路交通騒音・振動の予測地点として、関連側道の新設区間の沿道の地点を追加すること。
- 道路交通騒音の予測方法としては、最新の予測モデルである「ASJ RTN-Model 2018」を用いること。
- 建設作業騒音、鉄軌道騒音及び列車走行時の低周波音の予測（高さ方向を含む）を行う地点として、堺東駅南地区第一種市街地再開発事業による高層住宅の地点を追加すること。
- 建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期は、建設機械の稼働状況を踏まえ、地上部及び高架部でそれぞれ影響が最大となる時期を適切に選定すること。

(3) 土壌汚染

- 土壌汚染の調査においては、現在の南海高野線の敷地内のみならず、仮線の敷設予定区域等、本事業により土地の形質を変更する区域を対象として、土地の利用履歴を適切に把握すること。

(4) コミュニティの分断

- 既存資料及び自治会へのヒアリング等により、予測に必要な地域の情報を十分収集し、工事の実施及び施設等の供用（踏切の除却）に伴う地域の組織上の一体性、住民の日常的な交通経路に対する影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

(5) 地球環境（地球温暖化）

- 踏切除却後の自動車走行に伴う温室効果ガス排出量の予測に当たっては、予測地域を適切に設定すること。

(6) 安全（交通）

- 安全（交通）の調査においては、周辺の交通安全施設等の設置状況についても調査を行うこと。